

議 事 日 程

令和6年第2回定例会市会第8日
令和6年12月4日午前10時開議

- | | | |
|------|----------|--|
| 第1号 | 外 | 神戸市教育委員会委員任命の件 |
| 第2号 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 第3号 | 予算第25号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算 |
| 第4号 | 予算第26号議案 | 令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算 |
| 第5号 | 予算第27号議案 | 令和6年度神戸市市街地再開発事業費補正予算 |
| 第6号 | 予算第28号議案 | 令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算 |
| 第7号 | 予算第29号議案 | 令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算 |
| 第8号 | 予算第30号議案 | 令和6年度神戸市港湾事業会計補正予算 |
| 第9号 | 第74号議案 | 神戸市基本構想の策定の件 |
| 第10号 | 第75号議案 | 神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の策定の件 |
| 第11号 | 第76号議案 | 当せん金付証票発売の件 |
| 第12号 | 第77号議案 | 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 |
| 第13号 | 第78号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立灘区民ホール） |
| 第14号 | 第79号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立垂水図書館） |
| 第15号 | 第80号議案 | 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の件 |
| 第16号 | 第81号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立こうべ市民福祉交流センター） |
| 第17号 | 第82号議案 | 指定管理者の指定の件（市民福祉スポーツセンター） |
| 第18号 | 第83号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立ケアハウス松寿園） |
| 第19号 | 第84号議案 | 公立大学法人神戸市看護大学第2期中期目標の策定の件 |
| 第20号 | 第85号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立渦森台児童館ほか） |
| 第21号 | 第86号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸総合運動公園） |
| 第22号 | 第87号議案 | 土地売却の件（灘区王子町2丁目及び3丁目） |
| 第23号 | 第88号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸空港） |
| 第24号 | 第89号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸海洋博物館） |
| 第25号 | 第90号議案 | 神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の件 |
| 第26号 | 第91号議案 | （仮称）新北区文化センター建設工事請負契約締結の件 |
| 第27号 | 第92号議案 | 須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その3）請負契約に係る変更契約締結の件 |
| 第28号 | 第93号議案 | 神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定締結の件
(関係常任委員長報告) |

- 第29 議員提出第17号議案 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例の件
- 第30 議員提出第18号議案 持続可能な学校の実現を求める意見書提出の件

神戸市会議長

出席議員（64名）		欠		員（0名）	
1番	前田 あきら 君	2番	森田 たき子 君		
3番	岩谷 しげなり 君	4番	のまち 圭一 君		
5番	なんの ゆうこ 君	6番	原 直樹 君		
7番	木戸 さだかず 君	8番	浅井 美佳 君		
9番	岩佐 けんや 君	10番	萩原 泰三 君		
11番	坂口 有希子 君	12番	香川 真二 君		
13番	村上 立真 君	14番	上原 みなみ 君		
15番	つじ やすひろ 君	16番	川口 まさる 君		
17番	さとう まちこ 君	18番	ながさわ 淳一 君		
19番	山本 のりかず 君	20番	黒田 武志 君		
21番	かじ 幸夫 君	22番	やの こうじ 君		
23番	大野 陽平 君	24番	平野 達司 君		
25番	上 畠 寛弘 君	26番	細谷 典功 君		
27番	宮田 公子 君	28番	門田 まゆみ 君		
29番	朝倉 えつ子 君	30番	味口 としゆき 君		
31番	赤田 かつのり 君	32番	三木 しんじろう 君		
33番	外海 開三 君	34番	住本 かずのり 君		
35番	高橋 としえ 君	36番	諫山 大介 君		
37番	伊藤 めぐみ 君	38番	吉田 健吾 君		
39番	岡田 ゆうじ 君	40番	植中 雅子 君		
欠41番	五島 大亮 君	42番	山下 てんせい 君		
43番	しらくに 高太郎 君	44番	河南 忠和 君		
45番	徳山 敏子 君	46番	高瀬 勝也 君		
47番	あわはら 富夫 君	48番	西 ただす 君		
49番	大かわら 鈴子 君	50番	森本 真 君		
51番	松本 のり子 君	52番	大井 としひろ 君		
53番	平野 章三 君	54番	よこはた 和幸 君		
55番	川内 清尚 君	56番	村野 誠一 君		

57 番 松 本 しゅ う じ 君
59 番 平 井 真 千 子 君
61 番 坊 や す な が 君
63 番 菅 野 吉 記 君
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
60 番 坊 池 正 君
62 番 堂 下 豊 史 君
64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君			
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君
副市	長	黒田慶子君			
教	育	長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	安達和彦君
人	事	委員	会長	芝原貴文君	監査委員
市	長	室	長	岡本康憲君	危機管理監
企	画	調	整	局長	辻英之君
行	財	政	局	長	西尾秀樹君
福	祉	局	長	八乙女悦範君	健康局長
こ	ど	も	家	庭	局長
中	山	さ	つ	き	君
環	境	局	長	柏木和馬君	
建	設	局	長	小松恵一君	
理	事	兼	都	市	局
都	心	再	整	備	本
都	市	局	長	山本雄司君	中原信君
建	築	住	宅	局	長
根	岸	芳	之	君	港湾局長
消	防	局	長	栗岡由樹君	水道局長
藤	原	政	幸	君	
交	通	局	長	城南雅一君	教育委員会事務局長
高	田	純	君		
選	挙	管	理	委	員
事	務	局	長	長谷英昭君	監査事務局長 兼人事委員会 事務局長
中	田	裕	子	君	
会	計	室	長	久戸瀬修次君	行財政局副局長
安	居	大	樹	君	

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) ただいまより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、日程第1 号外神戸市教育委員会委員任命の件について議題に供します。

これより、当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案、神戸市教育委員会委員任命の件につきまして御説明申し上げます。

このたび、教育委員会委員山下晃一氏が12月23日をもって任期満了となりますので、同氏を重ねて任命いたしたいと存じます。

教育委員会は、公正かつ適正な教育行政の運営を確保するため、学校、その他の教育機関の管理や教育職員の身分取扱い、教育課程、学習指導、生徒指導に関する事務、また社会教育に関する事務等を管理・執行する機関であり、委員には人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有する者を任命することとされております。

山下氏は神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授として、教育制度論・教育制度改革論を専門とされており、これまで複数の地方自治体において教育に関する委員を歴任されるなど、教育の専門家として豊富な経験を有しておられます。

また、平成30年7月に設置した組織風土改革のための有識者会議では座長を務めていただき、教育委員会委員就任以降もガバナンス強化や働き方改革に問題意識を持って取り組まれており、教育委員会の組織風土改革の進展に大きく貢献をいただいております。

このたびの就任の打診に対しても、1期目の経験を通じて、学校や地域の熱い思い、そして様々な苦悩を改めて深く学びました。同時に新たな取組に果敢に取り組む教職員や地

域の皆さんにも出会い、神戸の教育の潜在力を再認識しました。伝統を守りながらも、変革や刷新を恐れない教育文化・組織文化の発展を目指し、市民の期待を重く受け止め、神戸の未来を切り開く学校教育・社会教育を実現できるよう、教育委員としての職務に尽力する所存ですという抱負をいただいております。教育委員会委員として適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、その任命について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、同意することに決しまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議がないと認めます。

よって本件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第2 諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件を議題に供します。

この際申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されることになっておりますので、御退席願います。

(該当議員退場)

○議長(坊 やすなが君) これより当局の説明を求めます。

八乙女福祉局長。

○福祉局長(八乙女悦範君) ただいま上程になりました諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本市における人権擁護委員のうち、任期満了に伴う候補者を法務大臣に対し、推薦しようとするものであります。

人権擁護委員は国民に保障されている基本

的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることを目的に置かれ、委員には人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者を候補者として推薦することとなっております。

候補者各氏はいずれも人権に関わりのある経歴を持ち、適任者として所属される団体等から御推挙いただいております。

また、人権擁護への積極的な関心と熱意を示しておられます。

以上のように各氏は人権擁護委員として適任と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、その推薦について議会の御意見をお伺いする次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件を支障なしと答申することに決しまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

よって本件は支障なしと答申することに決定いたしました。

次に、日程第3 予算第25号議案より、日程第28 第93号議案に至る26議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長上嶋寛弘君。

（25番上嶋寛弘君登壇）

○25番（上嶋寛弘君） ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、第74号議案より第77号議案に至る4議案、以上合計5議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、市債の発行見込額の増額、海外移住と文化の交流センター改修に伴う増額と繰越し、財政需要に対応するため、予備費の減額により予算を補正しようとするものであります。

次に、第74号議案は、現行の基本構想が令和7年度末に終期を迎えることから、新たな基本構想を策定しようとするものであります。

次に、第75号議案は、神戸市公立大学法人において、地方独立行政法人法の改正に伴い、定款を変更するとともに、中期目標を定めようとするものであります。

次に、第76号議案は、令和7年度における本市当せん金付証票を190億円の範囲内で発売しようとするものであります。

最後に、第77号議案は、人事委員会勧告及び報告に基づく職員の給与の改定を行うに当たり、給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、教育子ども委員会委員長さとうまちこ君。

（17番さとうまちこ君登壇）

○17番（さとうまちこ君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、第85号議案、第90号議案、以上合計3議案について一括して御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、こうべ小学校増改築工事に係る物価高騰等に伴う予算の増額や春日野小学校改築工事の工期延長に伴う債務負担行為の期間延長及び兵庫区の旧平野小学校解体工事に係る物価高騰等に伴う費用増額のための債務負担行為の補正を行うとともに、西区の平野小学校区の路線バス休止に伴う代替通学手段確保対策及び令和7年度指定管理について、債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするもの

であります。

次に、第85号議案は、神戸市立渦森台児童館ほか33施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第90号議案は、神戸市第一学校給食センターを設置するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、福祉環境委員会委員長高瀬勝也君。

（46番高瀬勝也君登壇）

○46番（高瀬勝也君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分及び第80号議案から第84号議案に至る5議案、以上合計6議案について一括して御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、認知症神戸モデルの事故救済制度及び令和7年度指定管理についての債務負担行為の設定並びに民生施設整備費を翌年度に繰り越すに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第80号議案は、認知症の人にやさしいまちづくりを推進するに当たり、個人市民税に係る均等割の税率の特例について期間を延長しようとするものであります。

次に、第81号議案より第83号議案に至る3議案は、神戸市立こうべ市民福祉交流センターほか2施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第84号議案は、公立大学法人神戸市看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、建設防災委員会委員長伊藤めぐみ君。

（37番伊藤めぐみ君登壇）

○37番（伊藤めぐみ君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、予算第26号議案、第86号議案及び第92号議案、以上合計4議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、直営防犯カメラの追加設置や橋梁整備事業等における国庫補助事業の認証決定見込みに伴い、予算を増額するほか、土木費等において予算の一部を翌年度に繰り越すとともに、令和7年度指定管理等において、債務負担行為を設定するに当たり、次に、予算第26号議案は、駐車場事業費において予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、それぞれ予算を補正しようとするものであります。

次に、第86号議案は、神戸総合運動公園について、指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第92号議案は、須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その3）の施工に当たって、交通安全対策等を行うに当たり、変更契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、経済港湾委員会委員長大かわら鈴子君。

（49番大かわら鈴子君登壇）

○49番（大かわら鈴子君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第25号議案の関係分、予算第29号議案、予算第30号議案、第78号議案、第79号議案、第88号議案、第89号議案、第91号議案、以上合計8議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は災害復旧事業として、令和6年11月2日の豪雨災害により被災した農地・農業用施設の復旧に伴い、予算を増額するほか、海岸保全費や港湾防災費等の翌年度への繰越し及び令和7年度指定管理者の指定について債務負担行為を設定す

るに当たり、予算を補正しようとするもの
あります。

次に、予算第29号議案及び予算第30号議案
は、それぞれ神戸空港及び神戸海洋博物館の
指定管理者の指定について債務負担行為を設
定するに当たり、予算を補正しようとするも
のであります。

次に、第78号議案及び第79号議案、第88号
議案、第89号議案の合計4議案は、それぞれ
神戸市立灘区民ホール、神戸市立垂水図書館、
神戸空港、神戸海洋博物館についてそれぞれ
指定管理者を指定しようとするものでありま
す。

次に、第91号議案は、（仮称）新北文化
センターを整備するに当たり、工事請負契約
を締結しようとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承
認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、都市交通委
員会委員長大野陽平君。

（23番大野陽平君登壇）

○23番（大野陽平君） ただいま議題となっ
ております諸議案中、本委員会所管分の予算第
25号議案の関係分、予算第27号議案、予算第
28号議案、第87号議案及び第93号議案、以上
合計5議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第25号議案の関係分は、都市再
生推進事業や営繕事業等において予算の一部
を翌年度に繰り越すに当たり、次に予算第27
号議案は、再開発管理事業等において予算の
一部を翌年度に繰り越すに当たり、次に、予
算第28号議案は、市営住宅建設事業等におい
て予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、
それぞれ予算を補正しようとするものであり
ます。

次に、第87号議案は、灘区王子町2丁目及
び3丁目の土地を学校法人関西学院に売却し
ようとするものであります。

次に、第93号議案は、神戸新交通三宮駅に

おいて、快適性・安全性等の向上のためのホ
ーム拡張工事を実施するに当たり、神戸新交
通株式会社と工事委託に係る協定を締結しよ
うとするものであります。

委員会は、審査の結果、いずれも原案を承
認することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 以上で委員長の報
告が終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございま
せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御質疑がなければ、
これより討論の通告がありますので、発言を
許可いたします。

31番赤田かつのり君。

（31番赤田かつのり君登壇）（拍手）

○31番（赤田かつのり君） 日本共産党神戸市
会議員団を代表して、予算第29号・第30号議
案、第75号、第79号、第80号及び第85号議案、
第87号から第89号議案、第92号、第93号議案
の計11議案に反対し、討論を行います。

第80号議案神戸市認知症の人にやさしいま
ちづくり条例の一部を改正する条例の件は、
認知症モデルに係る経費を個人市民税の均等
割税率の特例の延長という市民増税で行うも
のです。

そもそも市長は、この制度が始まる際には、
時限を区切って、個人市民税の上乗せとなる
超過課税を市民の皆さんにお願いをしたいと
していました。

ところが、本議案は2度目の延長で9年間
超過課税を強いるものです。市長は時限を区
切って超過課税をやめるべきです。

当局は、認知症は誰もがなり得る可能性が
あり、広く市民が理解を深め、取り組むべき
課題だと、個人市民税の均等割の負担を合理
化していますが、そもそも均等割の負担は、
収入が多い方も少ない方も一律に同額を負担
するものであり、税の基本である応能負担の

原則から逸脱しているものと言わざるを得ません。

また、今後の受診者の増加、新薬の進展など、医療の高度化を踏まえると、さらなる増税、市民負担の強化が懸念されます。

一方で、神戸エンタープライズゾーンにおける市税の特例措置により、僅か100社前後の企業の誘致のために毎年10億円程度の固定資産税・都市計画税・事業所税の軽減を神戸市は行っています。誰もがなり得る認知症対策に僅か3億円を一般財源でなく、増税に頼るやり方には道理がありません。

物価高騰が市民の暮らしを大変にしている折に市民負担を継続するべきではありません。

第87号議案土地売却の件は、市民からの根強い懸念と批判の声を押し切って、大学誘致のために王子公園を売却するものです。

この間、大学誘致ではなく、王子公園・王子動物園の充実を求める署名は7万人を超え、また、王子プールをなくさないで署名も2万人を超え、合わせて10万人近くの方が王子公園再整備計画に批判と懸念の声を上げています。

また、王子公園は、阪神・淡路大震災の際に市民の命を救う防災拠点となりました。

来年は阪神・淡路大震災から30年となる節目の年です。その節目を目前に控え、過去の災害で果たした役割を全く考慮せず、売却することは許せません。

同時に、王子公園は原田の森として、地域の景観を守り、憩いの場として市民に愛されてきました。神戸市緑の基本計画——グリーンコウベ21プランに記載されているように、戦災により焦土となった神戸市の復興を期するため、1946年から戦災復興土地区画整理事業が積極的に進められ、王子公園など現在の骨格的な公園の大半が都市計画に定められ、整備されました。まさに先人たちが築き上げてきた歴史を断ち切るのが今回の土地売却です。

今からでも王子公園再整備計画は中止し、王子公園の切り売りをやめるべきです。

以上、同意できない主立った議案について述べました。

議員の皆様の御賛同をお願いし、反対討論といたします。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、第87号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第29号議案、予算第30号議案、第75号議案、第79号議案、第80号議案、第85号議案、第88号議案、第89号議案、第92号議案及び第93号議案、以上合計10議案につきましてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第25号議案より予算第28号議案に至る4議案、第74号議案、第76号議案より第78号議案に至る3議案、第81号議案より第84号議案に至る4議案、第86号議案、第90号議案及び第91号議案、以上合計15号議案についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議なしと認め

ます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第29 議員提出第17号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

59番平井真千子君。

(59番平井真千子君登壇)

○59番(平井真千子君) ただいま議題となりました議員提出第17号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案議員を代表して、提案説明をさせていただきます。

本件は、先ほど人事委員会勧告等を勘案し、神戸市職員の期末手当の支給月数を引き上げるとの議案が可決されたことを受けて、議員についても支給月数を引き上げようとするものであります。

まず第1条は、令和6年度の年末手当を2.25月分から2.325月分とすることにより、年間の支給月数を4.45月分から4.55月分に引き上げることとしております。

次に第2条は、令和7年度以降について、夏期手当と年末手当の支給割合を調整することとしております。

議員の皆さんにおかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(坊 やすなが君) 提案理由の説明は終わりました。

本件について質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

20番黒田武志君。

(20番黒田武志君登壇)

○20番(黒田武志君) 日本維新の会神戸市会議員団を代表しまして、議員提出第17号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の

件について質疑をいたします。

年末にこの期末手当の増額に関する議員提出議案が提出されるのは3年連続であり、これまで我が会派は反対討論を行ってまいりましたが、お互いの主張を一方的に述べるだけで、議論が深まらない状況が続いております。

議員の期末手当は議会の議決だけで上げることが可能であり、言わばお手盛りとなってしまうおそれもあることから、極めて慎重にならなければならないと考えます。

にもかかわらず、提案理由として、本市会議員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるためとの記載があるだけで、これでは市民に対して説明責任を果たしているとは言えず、市民理解も到底得られるとは思いません。

そのため、今回はなぜこのタイミングで議員提出議案として自らの期末手当を増額する必要があるかについて質疑を通じて議論を深めたいと考えております。

まず1点目、改定案のこの趣旨に記載されております人事委員会勧告等を勘案した神戸市職員の期末手当の改定に鑑み、神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正を行うとの内容についてお伺いします。

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置とされております。労使関係にない議員は、人事委員会勧告に縛られるものではなく、当該勧告が期末手当の増額の根拠とはなりません。

それにもかかわらず、この人事委員会勧告に基づき、条例改正によって、議員が受け取る期末手当を増額する必要があるという論理について、まずは説明を求めます。

○議長(坊 やすなが君) それでは答弁予定者の方は待機席に移動を願います。

それでは答弁をお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長（坊 やすなが君） 59番平井真千子君。
（59番平井真千子君登壇）

○59番（平井真千子君） 提案させていただきましたとおり、この改定は人事委員会勧告を勘案し、神戸市職員の期末手当の支給月数を引き上げる議案が可決されたことを受け、議員についても支給月数を引き上げようとするものでございます。

これまでも期末手当支給月数の増減は職員の期末手当の改定に鑑み改定してきたところであります。

議員の期末手当の水準が幾らであれば妥当なのかという判断、それを一概に判断することは非常に難しいものでありますけれども当局の特別職の改定に合わせることで、その水準を社会一般の情勢に適応させることができると考えております。

以上でございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 黒田君。

○20番（黒田武志君） いや、ちょっと先ほどの御説明ではちょっと納得できないというか、よく分かりません。

この人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられたものでありまして、議員に対して直接的な適用を求めるものではないんです。

地方自治法第203条の第4項においては、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額、並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」としております。

つまり、議員報酬の改定については、議会の判断が最終的に重要であり、人事委員会勧告を直接的な根拠として適用することには法的な根拠がないと考えられます。

議員は一般の公務員とは異なって、労働契約に基づく労使関係にないため、人事委員会の勧告に縛られるべきではなく、勧告に基づくこの期末手当の増額の改定根拠になること

は論理的に疑問がありまして、同様の対応を適用することは適切ではないと考えます。

続きまして、2点目、厚労省が発表する毎月勤労統計調査においては、本年8月と9月の実質賃金は2年連続でマイナスとなっております。

物価が高止まりしている中で、実質賃金のプラス基調は定着しておらず、市民生活は依然として厳しい状況が続いております。

また、昨年国会においても、期末手当の増額に関する議論が起こっておりましたが、自民党・公明党・立憲民主党などは、期末手当の増額分を徴収した上で、公益団体等に寄附を行っております。

そんな中で、政令市の中で2番目に高い報酬を受け取っております神戸市議員が3年連続期末手当をさらに増額し、その分を受け取る必要性について見解を伺います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 吉田議員。

（65番吉田謙治君登壇）

○65番（吉田謙治君） まずお断りをしておかなければいけないのは、今回の提案議員が多数おりますけれども、多少会派によって、また議員個人によって見解が異なるであろうということを御理解いただきたいと思います。

今の御質問にお答えをする前に、質問あるかなと思ったんですけども、ちょっとその手前の質問にもお答えをした上で、今の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの御質問は公務員の皆さんのお給料だとか、期末手当もそうでありますけれども、確かに質問者がおっしゃっているように、労働権が制約されているということで、人事委員会が判断をするということになってございます。

ただ、これを我々議員の期末手当であつたり報酬であつたりということに当てはめるといふことでは決してありません。

もう御指摘のとおりです。我々は職員の皆

さんのような労働者の立場ではございませんので、そのことで準拠しているということではなくて、この人事委員会が御判断をされるところのベースというのが、その時々を経済情勢であったり、あるいは民間の、これも御指摘ありましたけれども、給与水準の変動であったり、こういうことを勘案して、公務員の皆さんのお手当・お給料を決めるということになっているわけです。

我々が参考にしようとしているのは、まさに後段の経済情勢とか、民間事業所の給与水準、これを人事委員会の御判断にのっとり改定をするという仕組みであるということをお理解いただきたいと思えます。

したがって、上がる時もあるれば、下がる時もあります。

先ほどお手盛りの危険性という御指摘がございました。まさに我々の報酬等は条例によって決められております。

この条例を、今回もそうですけど、提案をし、議決するのは我々議員自身です。そのときにお手盛りと言われたら当然いけないし、ある程度の客観性を持って判断をするということが必要でありますので、先ほど最初にありました御質問のように、それこそ我々が勝手に経済情勢がこうだからとか、民間の給与水準がこうだからとか、我々が勝手に判断して条例を改正するということは、これはなかなか好ましいことではありませんので、今回期末手当の基準につきましては、人事委員会の勧告等、これを勘案して判断をするということになります。

一方、今申し上げたようなことが判断の前提になるんですけれども、3年連続で上げてということで、なぜというお話です。

これ実は代表されて、先ほど平井先生のほうから提案理由説明ございました。これは今私が申し上げたように、我々のこの手当につきましては客観性を持ってということで公務員の皆さんの取扱いに準拠しているわけであ

りますから、こういうことでもって判断をしてることであって、3年連続というのは我々が意図してこういうふうにしてるわけでは当然ありません。準拠した結果として3年間、この時期にというのは、この時期に改定があるものですから、この時期に行っているということでありまして、特段我々がお手盛りで何かをしているということでは決してないということをお、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それからもう1つ、質疑を通じて議論を深めたいというお話。ちょっと残念だなと思うのは、この議案が出されてから何回にもわたって議運があり、代表者会議もございました。こういう議論というのは質疑応答でやるのもいいんですけど、過去にも実はやったんですね、議員の報酬について適正かどうか、今回は期末手当の話でありますけれども、そもそもその前提にある我々議員の報酬が適正かどうかということで、大分前なんですけれども、代表者会議の下に小委員会をつくりまして、我々の報酬が妥当かどうかと、これは市民の皆さんがお考えになることでもあるんですけども、小委員会をつくって、実は視察までしまして、他都市どうなんやというようなことをいろいろ議論・検討しました。

ある地方議会では、わざわざ議員1人1人が、一体何時間、どういうことでお仕事をしているのかということをお積算しまして、それを全部足し上げて、まあまあこの時給何ぼだという単価を掛け合わせましたら、議員報酬とほとんど変わらないか、もしくは議員報酬のほうが低かったというような事例もありまして、そういった検討を与野党関係なしに議論した結果、現在こういうふうに至っているということでありまして、ですから、ぜひ――この質疑って制約ありますし、各党派によって意見の違いもありますので、ぜひ維新の皆さんが議論を深めたいということであれば、そういう機会を御提案をされたらいいん

だと思えます。

我々は議論しなかったわけではなくて、この件につきましては、提案をしてる党会派の議員としては、これまでもいろいろな議論があつて——賛成・反対あつたんですよ、共産党さん反対されていた、そういう議論もあつたわけです。

したがって、ちょっと我々、唐突感が拭えないのは、どうしてこの質疑の場で議論を深めたいとおっしゃってるのか、もっと早い段階でお示しをいただければ、議論も深められたんではないかと思えますけれども、提案議員の我々としてはあえて議論の場を設けるといふ必要はないという判断で、条例の提案をさせていただいているということでございます。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 黒田君。

○20番(黒田武志君) 先ほどのお話ですけれども、代表者会議ではそういった話がなかったと聞いております。

議員報酬削減のことも今言われましたけれども、そのときは総務財政委員会で徹底的な議論をしたと記憶しております。

今回は、この令和5年9月議会において、先ほど申しました当会派から、議員報酬削減の条例案を提出しましたが、その際、自由民主党から反対討論において、協議を重ねて最善の結論・合意点を追求するという議会制民主主義の在り方を否定するものであり、決して容認できるものではないと条例の提出方法に対して厳しい批判をされました。

この期末手当を含む議員報酬を下げることに関しては、議会における丁寧な議論・合意が必要であるという一方で、先ほど吉田団長のほうから御説明がありました、なぜここでこういった質疑をするかというようなことをおっしゃいましたけれども、これは11月20日の議運の理事会で、初めてこの改正案が示さ

れて、本日12月4日に可決されようとしております。

だからこそ、議長と総務財政委員会は上島委員長で副委員長は、我々、三木しんじろう議員で正副委員長ですから、それこそ、議長が総務財政に付託して、これについても丁寧な議論を僕は行えばよかつたと思っております。

僕が言いたいのは、議会において丁寧な議論・合意形成が行われていないと議員報酬の削減について言われるのであれば、なぜこの議員報酬に係るこの条例改正案に向けた方法について、違いがあるのか、ちょっとその点、説明いただけますか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 上島議員。

(25番上島寛弘君登壇)

○25番(上島寛弘君) それぞれの立場がありますけれども、私も一提出者でございますので、私の見解も多いとは思いますが、総務財政委員会でぜひ議論するっていうこともあつてもよかつたというのは御提案としてあつたと思うんです。

そういう中においては、基本的にはうちの議会は市会運営委員会において付託先というものを決め、付託表を案として提示されておりますので、その際、私も別に即決しても、私として必要だと思ってるから出してるのでいい立場ではございますけれども、ぜひそれであれば提出者ではなかった側の、それこそ山本のりかず理事は、当時、市会運営委員会で、これの、付託についての主張がなかつたと思うんです。

ですから総務財政委員会、私はもう大いに委員長としては議論もしていただきたかつたということもございまして、そのことについてはぜひお話ししたいこともあつたので、そういったところは私としては総務財政委員会、三木副委員長と共にさせていただいておりますけど、ここはちょっと市会運営委員会

において、ぜひ維新の理事の方からも御主張
いただけたら、大変ありがたかったかなとい
うところではあるところです。

それぞれのグリーンブックには市会運営委
員会の方法とかもいろいろ載っておりますの
で——それは理事の方が理解されてなかった
のかとは思いますが。一方で、先ほど
おっしゃられた代償措置ではないとか、そう
いった労働者ではないっていうところ、ここ
はまさに労働者ではないところではありませ
んけれども、やっぱり客観性の担保というこ
ろでいうと、我々、なかなかお手盛りになら
ないようにどうすればいいか、じゃあ議会で
勝手に設置してやるというよりも一番客観性
の担保でいうと、そもそも人事委員会勧告の
前に国の人事院——人事院の勧告と人事委員
会のこの勧告って調整されてるんですね、そ
れぞれ適宜、連携というものが取れておりま
して、そこにおける調整というものがあると。

ここで言うとやっぱりそれほど国も慎重に
やって、私も人事院の方々からお話も——国
のほうからも話聞きましたけど、かなりの調
査、これほどに客観性の担保をしているもの
はなかなかないかというふうに存じておりま
す。

代償措置の話で言いますと、やはりそうい
った意味では大事なものなんです。だから維
新さんも一般職員に関しては人事委員会の勧
告というのは尊重されて賛成もされていらっ
しゃるんだと思うんです。

ただ一方で、昨年11月とかやったら一般
職員の給与改正法案が国会で出ましたが、
それにはれいわ新選組と維新さんが反対して
るってというような、ちょっと代償措置であり
ながらそこさえも否定するような動きもあつ
て、ちょっと残念であるので、そういう意味
では神戸市会の維新の皆さんは賢明であり、
その代償措置というのは慎重にちゃんと考え
てらっしゃるんだと思う一方でその客観性
の担保というのは私としては十分に人事院と

各市の人事委員会が連携した上で、こうやっ
て調査の上で大體これぐらいが妥当な額だろ
うと出しているもの、労働者ではないことは
重々承知しておりますが、そののやっぱり引
上額を参考にするのが極めてよいところであ
るかなというふうに私としては考えておりま
すし、決してこの今いる65人の議員のためだ
けではないんです。議員の身分というものは、
未来永劫民主主義である限り、二元代表制が
続く限りはやっぱり神戸市会議員も存在する
わけでございますから、今いる我々がまさに
何の根拠もなしにやるということではなく、
今言ったような制度、今ありますから、そこ
をやはり類推適用してやるというのは私とし
ては妥当性があるんじゃないかなと思ってお
ります。

以上でございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 1点、先ほど、この条
例改正案が代表者会議に出なかったというお
話がありました。

これもぜひ御理解をいただきたいと思うの
は、代表者会議という場、その時々議論を
するテーマというのが上げられますが、代表
者会議の場ってというのは、その場に上げら
れたものだけではなくて、各会派の代表がこれ
はぜひ議論をすべきだとか、これをぜひこう
いうふうにすべきだというようなテーマがあ
れば、これはそれぞれ各会派の代表者のほう
から出していただける、あるいは出していただ
くことを前提にしている会議体です。

したがいまして、事前に言っていたいただ
いたほうがというのはいつもありまして、突
然出てくると我々も対応に困るので、事前に
事務局を通じて代表者会議でぜひこのことを
議論したい、あるいは先ほどちょっと申し上げ
たように、代表者会議だけではなくて、こ
ういう私たちの——市民の皆さんからの関心

も低くはない、この期末手当の課題についてぜひ何らかの検討の場を設けるべきではないかと、代表者会議でぜひこれを検討したいというふうにおっしゃっていただければ、議論・検討の場が設けられ、議論を深めることができたのではないかという趣旨で申し上げた次第でございまして、必ずしも議題として誰かがあらかじめ段取りをしてくれるというわけではありませんので、ぜひ今後そういうことがございましたら、代表者会議だけではありません、いろんな場がございますので、議運の場もございまして、あるいはインフォーマルに我々各会派の代表者のほうにお声がけをいただければ一緒になって検討したいというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（坊 やすなが君） 黒田議員。

○20番（黒田武志君） 先ほど人事院勧告のお話も出ましたけれども、一般職は当然、我々理解しております。

ただ、僕ら維新会派としては、何か便乗の引上げとしか思えないんです、議員も含めて。そこは平行線なのでこれ以上しませんけれども、僕らはそう認識しております。

先ほど代表者会議の話も出ましたけれども、これは我々としては、代表者会議とか云々ではなくて、要は11月20日の理事会で初めて示されて、この12月4日に可決しようとしている、これが拙速なのではないかっていう趣旨なんです。その中には、もともと自民党が議員報酬削減のときに示された丁寧な議論・合意形成を図るべきということをおっしゃっていたので、であれば、もう少しこの期末手当を増額することに関しても別の方法があるのではないかと、ダブルスタンダードじゃないかなって、そういった提案であります。

これも平行線ですので、これ以上は言いませんけれども、我々の考えとしては、そういった趣旨であります。

続きまして4点目ですけれども、今国会の

与野党間で見直しの議論が進められております、いわゆる年収103万円の壁について、本市における影響に関連して質問いたします。

久元市長は、11月14日の定例会見で、この控除額が178万円へ引上げが行われた場合、本市では約354億円の減収となる見込みであることを明らかにされました。

その際、質疑応答で記者から、三宮再整備や垂水、長田などで進行中の建設事業や駅前リノベーションが税収減少によって影響を受ける可能性があるか尋ねられました。

その際、久元市長は、税収減少は明らかに影響があるということで、具体的には建設事業だけではなく、生活保護や介護・医療保険制度などの義務的扶助費に加え、神戸市独自の福祉政策であることも医療費や、独り親家庭支援も見直しを行わなければならないと一見直す可能性もあるっていうぐらいの感じでしたかね。なんせこの見直しについてもちょっと言及されたっていう感じだと思います。

まず、市民生活に大きな支障が出ることを懸念はされておりました。

その中で国の責任でしっかりと補填をしていかなければならないとのことでした。

また、指定都市市長会での議論を踏まえ、各政党、また政府に対して要請活動を行う方針も示されております。

また、11月25日は全国知事会の面々が首相官邸を訪れ、この103万円の壁の引上げによる地方税収減について国が全額補填するよう、石破首相に求めました。

全国的に地方自治体の税収減に対する懸念が高まり、本国会においても議論が進められており、国が補填する見通しについては、まだ何も確定はしていません。

そのような状況下において、我々地方議員が優先すべきは、市政と市民生活への影響を慎重に見極め、様々な方策を検証すべきであると考えます。

所得税や住民税の控除額が引き上げられた場合の税収減を踏まえ、本市の大規模プロジェクトの見直しや市民生活への影響が懸念される中、議会内での丁寧な議論や合意形成が十分に行われないうまま、議員自らが期末手当に関する条例を改正し、新たな財政負担を伴う期末手当の増額をなぜこのタイミングで行う必要があるのか、見解を伺います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） よこはた議員。

（54番よこはた和幸君登壇）

○54番（よこはた和幸君） お答えをいたします。

今、103万の壁、神戸の財政状況が厳しくなるだろうということは、当然想定はできるわけですが、この条例とその関連性は、私には分からないところでありますが、やはり給与に関しましては数字のエビデンスというのが非常に必要で、お手盛りとおっしゃいましたが、別に人事委員会勧告に縛られる必要性なんて全くないというふうに思っております。

やはり今の経済状況、そして賃金の状況、そういったものをやっぱり数字でエビデンスに出ているのが実体経済をいかに反映しているか、これが私どもにいたしましてはやっぱりリサーチにおいて人事委員会勧告がやっておられる部分が大変参考になるということでございますので、その点でこの提案をさせていただいているということでもあります。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 平井議員。

（59番平井真千子君登壇）

○59番（平井真千子君） 財政の厳しさに鑑みた御質問だったと思いますけれども、維新さんとしては、議員の待遇というのは、行財政改革の視点から論じるべきだというお考えで、そのような御質問をされてると思うんですけども、提案会派の中で少し考え方は違いはあるかもしれませんが、私としまして

は議員の待遇というのは、行財政改革の視点からのみではなくて、住民自治を進めるという視点から議論されるべきだと考えております。これまでも神戸市会においても提起されてきたところでございますけれども、全国的には議員の成り手不足ということが問題化もいたしております。議会活動の停滞が全国的に危惧されている中で、これまでも地方自治法改正におきましても、地方議員の役割が明文化されるなども行われてきましたけれども、これも地方議会に多様な人材の参画が必要というような視点から議論されてきた結果でございます。

また、議員の待遇が低いほどいいということになりますと、経済的に恵まれた者しか議員になれない、経済的弱者の声はかえって反映されにくくなるという問題もあると思っております。

こうしたことから、やはり行財政改革だけから議員報酬を論じるのがふさわしいのかというのは非常に疑問がございます。

ただ一方で、神戸市会でも議会運営の効率化ということは図られてきたところでございます。

これまでも議員定数の削減や費用弁償の見直し等、直近でも行ってきておりますので、一概にただ議員の待遇を上げようと一方通行でしてきたわけではありません。

また、それと同時に、議会の待遇というのがお手盛りで、よ過ぎるのではないかというような批判が世の中にあるというのは、やはり議会に対する関心や理解が不十分だからではないかと私は思います。

議会に対して関心や理解がないからこそ、議員の報酬が低いほどいいとか、議会費が少ないほどいいんだというような論調になってくるのではないかと思いますので、やはり議員活動の透明化ということには努めていくべきだと思っております。

そうしたことから、これまでも議会活動の

透明性を高めるような議会改革や市民理解を広げる広報の充実などについても取り組んでまいりました。

そうしたことから議員の報酬を低く抑えることだけにこだわるのが正しい在り方とは思っておりません。そのような考え方がベースにございまして今回の提案もあるものでございます。

今後もあるべき議会の職責や機能について議論する中で、市民生活の向上のために十分に機能する議会を目指すことで、市民理解を得る努力をしたいと考えております。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 私からは、合意形成が十分に行われてないということが一番の維新さんの問題意識ではないかというふうに思いますので、改めて答弁を申し上げたいと思います。

確かに、十分な合意形成が行われたかって言ったら、少なくとも維新さんとの合意形成の議論というのはなかったわけです。

したがいまして、実は今の時点に至るまで維新さんがどういうお考えなのか私はよく分かりません。

我々に対してなぜこの時期に引き上げるのかということをお尋ねになっているのみでありまして、したがいまして、ちょっと分からないのは、議論を深めたいということですから、あえてちょっと分からないところを上げさせていただくと、分かりやすいように言いますと、上げるということはなぜなのかということでもあります。これはもう理由を説明して申し上げてるとおりなんですけど、じゃあ引き上げないという御判断なんです、維新さんは。引き上げないと。

これ、引き上げないとおっしゃっているのは、現在の人事委員会の御判断に準拠すると

いう制度をやめろという話なのか、いやいや、やめろとは言わないけれども——これは客観性のある基準でありますので、お手盛りと言われぬように準拠してるわけですけど、それをやめろとおっしゃってるのか、あるいはやめなくてもいいけれども、上げるのをやめろと、下げるときは下げなさい。上げる、下げる両方ありますので、そういうことをおっしゃっているのか。

あるいは、このお手当の問題だけではなくて、先ほど103万円云々の市の財政を御心配されて、こんな時期にというお話ありましたが、そういたしますと、期末手当の問題だけではなくて、我々の議員報酬であったり、あるいはかつていろいろ議論がありました政務活動費——費用弁償もありますけれども、こういった議員に関わる費用全体のことをおもんばかっておっしゃっておられるのか、このあたりはよく分かりません。

我々も費用弁償の議論をしていたときに、市民の皆さんにお役に立つようにやっぱり1円たりとも無駄にしないで使おうということをやってきたんでありますけれども、議員報酬とか期末手当と政務活動費の大きな違いは、議員報酬とか、このお手当も含めて、我々がいただく報酬、これは単純に返還できないんですね。

維新の皆さん、よく寄附をしていらっしゃいます。寄附をすればという話もあるんですけど、原則それを私要りませんので返しますってわけにいかない。けれど、政務活動費は返還できます。じゃあ、その政務活動費の中で何に使うのが市民にとっていいのか、これ各会派の御判断ですから、一概にああこうだ言えませんけれども、ちなみに私ども公明党としては、政務活動費を使って海外に視察に行くということはやめております。これは各会派の御判断ですから、何も海外視察へ行っていらっしゃる方が悪いなんていうことでは決してありませんけれども、そういう判断で

私たちはやっております。

そういうことであれば、維新さんも私ども公明党に倣っていただいて、海外出張をおやめになったら、その分だけでも議会に関わる費用が助かるということになろうかと思えますけど——私これ、やめろと言ってるわけじゃありません。海外視察をやめろと言ってるわけじゃないので、そういう議会全体の費用の御議論をされるのであれば、そういうことも含めての議論があっていただろうと思えます。

したがいまして、合意形成が十分に行われていないことは事実でありますけれども、何度も申し上げているように、11月20日突然と言いますが、あれから2週間たっていますし、あるいは11月20日に先ほども言われた先生にお伺いすると、そのときの理事さんから議論はなかったということでもありますので、合意形成を、失礼ながらされようとしてたのかどうか、一方的に君らはなぜ上げるのかとだけ言われても、皆さんがそもそもどうしようとしてるのか一言もないので、合意形成は少なくともすいません、この場で、質疑応答の中で合意形成するのは非常に難しゅうございますので、ぜひ次からは、あらかじめ議論の場を御提案をいただきますように心からお願いを申し上げたいと思えます。

以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 上臈議員。

（25番上臈寛弘君登壇）

○25番（上臈寛弘君） 先ほど103万円の壁の撤廃の話によって、市長の御懸念の記事についても引用されておりましたけれども、ただ1期目の皆さんは御存じじゃないかもしれませんが、令和5年に我々103万円の壁の撤廃の意見書を国に出していて、これは自民党も維新さんも同じく共に提案会派になったわけでございます。

先ほど市民生活の話と、また財政状況、こ

の2つが御議論の中にありましたけれども、市民生活で言うと、この103万の壁が撤廃されることによって、基本的には給与面はかなり助かるということで、これは今、国民民主党と自民党・公明党、協議しておりますけれども、先日の討論番組においても御党の青柳さんのほうからも賛成の声を出されていらっしゃるもので、あ、じゃあもう自民、公明、国民も、そして維新さんも賛成なんやというふうに思っておりました。

財政状況で言うたら、それは短絡的に考えてみればいきなりですから、減ってしまう可能性は十分あると思いますが、ただし、やっぱりこれまでの維新の先生方の国会も含めた発言とか、我々も自民党でいわゆる昔、上げ潮派というような言い方がありましたけれども、まずは国民生活がこうやって103万の壁が撤廃された上で豊かになって、そこからまた税収が目に見えては、制度の最初で言うたら減るかもしれない、ただ生活がこうやって豊かになって、経済活動してくれた、またそれで税収も増えていくわけですよ。多分そういう考え方は、私も黒田先生も一致するところやと思えますので、そういった観点からも103万の壁を引用されたので、あえて申しますが、こういって言うところ、財政状況、当然ながら国からの補償もしてもらわなあかんということで、我々もしっかり取り組んでいかななくてはならないところでもありますけど、御懸念で言うとそんなこともありますけど、神戸市会では我々ほぼ賛成の中であれを可決しているところでもありますから、一方でそれで神戸経済が豊かになる期待もあるところでもありますので、そういった御懸念についても理解をするところですけども、それをいきなり減るってということにはならないというふうに私は思っております。

人事院勧告のことは、やっぱり何よりも私はもう客観的な制度やと思っておりますし、人事委員会制度も客観的な制度として有能な制度

だと思っておりますので、そこら辺も含めて御理解いただけたらなというふうに思います。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 黒田議員。

○20番(黒田武志君) 今4人の方からそれぞれ御意見いただきましたけれども、平井団長のおっしゃったことは、議員報酬の削減に関する御答弁やったと思うんです。行財政改革をおっしゃってましたけれども。

僕が聞いているのは、そういったことではなくて、今言ったとおり、この103万円の壁が今議論されている中で、この354億——400億とも言われてますけれども、いろんな税収減があり、国のほうでどれだけ補填されるか、まだ分からない状況の不透明な中で、今このタイミングでなぜこの期末手当を上げる必要があるのかということなんです。今、このタイミングでこれ確定して、経済状況も変わりました。市民所得も上がりました。国から補填がされるようになりました。そういうのが全て分かった上で上げるとか、やっぱり市長与党を自負されているのであれば、市長がそういった御懸念をされている状況であれば、今は、市民生活、また大規模プロジェクトに影響がないように、議員はまず見送るべきだと我々は思うんです。

だから、なぜこのタイミングで上げる必要があるのかっていうところを聞いているんですね。

御意見がなければいいんですけれども、何かありましたら、お願いします。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 平井議員。

(59番平井真千子君登壇)

○59番(平井真千子君) 少し繰り返しの御説明になるかもしれないんですけれども、このタイミングでと言うんですけれども、人事委員会勧告に鑑みた改定をこのたびは提案させていただいているということで、その人事委

員会勧告に鑑みた職員の期末手当の改定を本日、可決したわけですけれども、そのタイミングで議員の期末手当についても提案させていただいたということでございます。

なので、特段、何か特殊なタイミングとは考えておりません。今回時期をずらす積極的な理由もないものと考えております。

また、これも少し繰り返しになりますけれども、これまで人事委員会の勧告に鑑みること社会情勢に合わせる、ある程度客観的な判断の基準とするということ——基準というのは少しおかしいかもしれませんが、客観的な判断の参考としてきたところでございませぬけれども、そのため、特別職の期末手当がマイナスになった場合には、議員の期末手当もマイナス改定を行ってきております。

3年連続で増額ということをおっしゃいましたけれども、要は前の年、さらにその前の年はマイナス改定になっておりますので、社会情勢を全く鑑みずに常に増額をしてきているというような御質問に思うんですけれども、ちょっとそれは当たらないのかと思っております。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 黒田君。

○20番(黒田武志君) ここは、今回答覆きましたけれども、理解できないといいますか、客観的って言うんですけれど、行政職員の皆さんが上がることに對しては我々反対してないですし、政令市の中で2番目に高い給与をもらっている我々議員も便乗して引き上げるかどうか、いろんな懸念がある中で、今必要かどうかっていうことを言ってるわけで、ここはもう議論が平行線なので、これ以上お聞きしませんけれども、我々の考えとしては、今このタイミングで様々な懸念がある中で、上げる必要はないと考えております。

このように質疑を重ねましたが、私自身、本議案の期末手当の引上げについては、正直納得のいく理由というのは得ておりません。

提出された議員の皆様には、今回の質疑内容を十分考慮していただいた上で、市民連合の会派の中には反対されている議員もおられると思います。最初は吉田団長からもお話ありましたとおり、議員によっても様々な見解があるとおっしゃっておられました。

今回、この質疑を通じて、自らの給料を増額する必要があるというお考えの方は、もう起立をしていただくということはやむを得ないと、それは思っています。これはもう考え方の違いがありますから。

ただ、この質疑を見た上で、それでも住民サービスへの影響であるとか、社会情勢・財政状況を考慮した結果、現時点での期末手当増額に疑念を抱かれる方々におかれましては、ぜひ、議員1人1人の信念に基づき、反対の意を表明していただきたいと切に願ひまして、日本維新の会を代表して、質疑を終わりたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) よこはた議員。

(54番よこはた和幸君登壇)

○54番(よこはた和幸君) 黒田議員のほうから会派のほうに御指摘がございました。

市民連合ではなくて、こうべ未来市会議員団ということでございます。

会派を構成するときはそれぞれ会派で方向性・考え方は一致をするというのが当然であります。

未来へ何を残すべきか、具体的な提案をしようとかっていうのを決めたわけであります。

ただ、各党、各会派、そうだと思いますが、あまた施策がいっぱいある中で、100%一致することなんて私はないというふうに思っております。

そんな中で、私は当然会派の方向性はみんな合わせてやっていくべきであります、それもありませんけれども、やはり政治家には、主義・主張・矜持は私は持つべきだというふうに思っております。

アメリカの今の政権の中でも、例えば共和党でも、民主党でも、大統領が出した法案にも平気で反対をします。という政治家の思いというのを私は強いと思っておりますので、私どもの会派としては、当然、会派の方向性もあるけれども、主義・主張に合わせてやっていくという寛容性についてこのような決定でございますので、申し合わせたいと思いません。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 吉田議員。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番(吉田謙治君) 誤解を避けるためにちょっと1点申し上げたいと思いますが、財政収入のことを大変御心配をいただいて、我々も非常に懸念をいたしております。

この103万円の壁、国においてはいろいろと長い課題だったので、それを諮ろうということで御議論いただくのはいいんでありますけど、当然ながら国と地方とのギャップの問題は先ほど上畠先生がおっしゃっておられたように、何らかの財政措置がなされると、大変困るわけでありまして、これどうなるかわからない状況に今あります。

したがって、もし維新さんがこれは大変な状態になったんだということでの御認識であれば、先ほどさらっと職員の皆さんの給与を上げるのはいいけれどというお話がありましたけれども、財政状況の場合によっては、これは職員の皆さんの給料等も今回期末手当でありますけど、上げるのは駄目という話に私たち自身が判断をしなければいけないというふうに思います。

ただ、現在のところはそういう事態に立ち至っているわけではないので、いろいろ御懸念はあると思いますけれども、だからといって期末手当、人事委員会の御判断に沿わなくていいということではないということであります。

それからもう1つ、便乗という言葉をお使

いになりました。これあえて申し上げますけど、便乗という言葉の定義と、私さっきからの準拠と言ってますけど、何が違うか。

便乗というのは公務員の皆さんの期末手当が上がりました。これを契機に我々が勝手に我々の期末手当を上げるというのが便乗だろうと思います。

私、準拠と申し上げているのは、上げる上げ方も一緒なんです。たまたまこっちは上げたから、これをいい契機と捉えて、そしたら我々も0.1やなしに、0.15ぐらい上げておくかというのであれば、これは便乗と言われても仕方ありませんが、先ほど来、申し上げているように、社会情勢であったり、給与情勢であったり、そういう客観性を持たせようというところにこの人事委員会のお示しに沿って、準拠して、いこうということの趣旨があるわけでありまして、まさにお手盛りを排除するということでありまして、決して便乗という言葉のニュアンスで誤解をされては困りますので、これはぜひ御訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 黒田議員。

○20番(黒田武志君) これで終わろうかと思ってきましたけれども、よこはた団長と吉田団長から御意見いただきましたので、私のほうからも一言、言いますけれども、先ほどよこはた団長からおっしゃったような各会派、議員の意見がそれぞれ違うということは本当におっしゃるとおりだと思いますし、僕もそのとおりだと思います。

ですから、自民党・公明党の皆さんも今回のこの質疑を見ていただいて、そして社会情勢、様々な神戸市への、市民生活への影響、まちづくりへの影響、それぞれを勘案いただきまして、それぞれの信念に基づいて、賛成しようと思っていたけれども、反対しようと思う方は、ぜひ今日、反対の意を示していた

だきたいと思います。

吉田団長の話は、取りあえずこれで今日は終わっておきます。

取りあえず、皆さん、反対の意をしっかりと示していただきたいと思いますので、以上です。ありがとうございました。

○議長(坊 やすなが君) それでは、答弁者の方は議席へお戻りください。

以上で質疑は終わりました。

本件については委員会の付託を省略し、これより討論に入ります。

29番朝倉えつ子君。

(29番朝倉えつ子君登壇) (拍手)

○29番(朝倉えつ子君) 日本共産党を代表して、議員提出第17号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について反対の立場から討論を行います。

本議案は自民・公明・立憲民主・国民民主の各議員の提案により、議員の期末手当を現在年間で4.45か月分、496万6,200円から4.55か月分、507万7,800円へと11万1,600円引き上げようとするものです。

今回の決まった手当の引上げは、人事委員会勧告に基づく一般職員の期末手当の改定に合わせて行おうというものです。

しかし、議員の手当は一般職員と異なり、連動して自動的に上がるものではありません。議員提案として、自ら発議しなければならないものです。

自民党政治により、長引く経済の停滞と物価高騰が襲い、暮らしに深刻な打撃を与える状況の下で、このような提案をすべきではありません。

その自民党による企業団体献金を原資にした裏金が国民の怒りを大きく広げ、衆院総選挙では、与党を過半数割れに追い込む国民の金権政治への厳しい審判が下されました。

政治と金に絡む不正疑惑は後を絶たないこのときに、議員が自らの期末手当を引き上げ

るなど、市民の理解は到底得られるはずがありません。

神戸市では、10月から水道料金・市バス運賃など、公共料金の値上げを承認し、さらに、今議会では市民税超過課税をまた3年延長させ、市民負担を強いる提案を賛成した上で、本議案を提案すべきではありません。

市民には負担増を求めながら、議員の期末手当は引上げを行うなど論外です。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 以上で討論は終わりました。

これより、お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30 議員提出第18号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

37番伊藤めぐみ君。

（37番伊藤めぐみ君登壇）

○37番（伊藤めぐみ君） ただいま議題となりました議員提出第18号議案持続可能な学校の実現を求める意見書提出の件につきまして、提案議員を代表して説明を申し上げます。

今、学校現場では教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの豊かな学びと育ちに大きな支障を来しています。

持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法の時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向か

う中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法適用の教員については、同法に基づく指針の上限を超える状況が常態化しています。

経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太方針2024では、中央教育審議会提言を踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしています。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは骨太方針2024の実現は必要です。

しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られないことが懸念される状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善など策定・実施すべきです。

そのためには、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせません。

よって、国におかれては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、教職員の長時間労働是正に資し、学校の働き方改革推進につながる下記の事項を実施するよう強く要望します。

1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

（1）学習指導要領の内容を精選し、国が定めた標準授業時数内で収まらなくなっているカリキュラム・オーバーロードの実態を改善すること。

（2）教職員が文書処理に費やす時間が長時間労働の一因となっていることから、国が教育委員会や学校に送る文書を削減すること。

2、教職員定数を改善すること。

3、地方自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

以上のことから、議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、国に意見書を提出することに御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（坊 やすなが君） 提案理由の説明は終わりました。

本件について発言の通告也没有ですので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第18号議案の取扱いは、議長に御一任いただきたく存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それではさように決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際申し上げます。

次回、本会議は明日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には文書による開議通知は省略させていただきますので、御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時25分散会）

神戸市会議長 坊 やすなが 印

神戸市会議員 吉 田 謙 治 印

神戸市会議員 山 口 由 美 印

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 印

神戸市会会議録（令和6年第2回定例市会第8日）